第六号様式別表五の七　削除

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2⑪	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12／②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率（　／100）	税額（イ）	旧税率（　／100）	税額（ロ）
所得割	所得金額総額 第６号様式㉗	④ 円				
	年400万円以下の金額 第６号様式㉘	⑤ ０００		円 ００		円 ００
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第６号様式㉙	⑥ ０００		００		００
	年800万円を超える金額 第６号様式㉚	⑦ ０００		００		００
	計　⑤＋⑥＋⑦ 第６号様式㉛	⑧ ０００		００		００
	軽減税率不適用法人の金額 第６号様式㉜	⑨ ０００		００		００
付加価値割	付加価値額総額 第６号様式㉝	⑩				
	付加価値額 第６号様式㉞	⑪ ０００		円 ００		円 ００
資本割	資本金等の額総額 第６号様式㉟	⑫				
	資本金等の額 第６号様式㊱	⑬ ０００		円 ００		円 ００
仮計	⑧＋⑪＋⑬又は⑨＋⑪＋⑬	⑭		００		００
差引	（⑭の（イ））－（⑭の（ロ））	⑮		００		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

（1）平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額　⑮×3／4	⑯	円 ００
③が30億円超40億円未満の場合の控除額　⑮×（3×（40億円－③））／40億円	⑰	００

（2）平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額　⑮／2	⑱	円 ００
③が30億円超40億円未満の場合の控除額　⑮×（40億円－③）／20億円	⑲	００

（3）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額　⑮／4	⑳	円 ００
③が30億円超40億円未満の場合の控除額　⑮×（40億円－③）／40億円	㉑	００

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）